

## 株 主 各 位

東京都千代田区富士見二丁目14番36号  
株式会社グローバルキッズCOMPANY  
代表取締役社長 中正 雄一

### 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は総会開催時期の新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じ、株主の皆様の安全を最優先に、株主総会へご来場いただくか、インターネット等又は書面による議決権行使をいただくか、各自ご判断いただくようお願い申しあげます。

なお事前の議決権行使にあたり、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ3ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って2022年12月19日(月曜日)午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2022年12月20日(火曜日)午前10時  
(なお、受付開始時間は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都千代田区富士見二丁目14番37号  
富士見イーストB1F 会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)  
※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第7期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第7期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件

#### 4. 議決権行使に関する事項

- (1) 議決権の代理行使をされる場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出願います。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により株主名簿管理人にご通知ください。
- (3) インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○本招集ご通知に際して、株主の皆様にご提供すべき書面のうち、事業報告の一部、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載をさせていただいておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、監査をした事業報告、連結計算書類又は計算書類の一部であります。

○株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.gkids.jp/>

## 議決権行使についてのご案内

### 株主総会へご出席



#### 株主総会開催日時

2022年12月20日(火曜日)  
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

### 書面による議決権行使



#### 行使期限

2022年12月19日(月曜日)  
午後6時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

### インターネット等による議決権行使



#### 行使期限

2022年12月19日(月曜日)  
午後6時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>  
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

### インターネット等により議決権を行使される場合の注意点

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

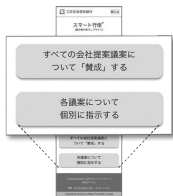
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ : 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

当社は、株主の皆様の安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症拡大を懸念し、以下の対応を行う予定です。株主の皆様におかれましては、あらかじめご了承をいただきますとともに、ご来場につきましては、慎重にご検討いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

### ■ 議決権の行使

事前に議決権を行使していただくに際しては、インターネット等又は書面により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

### ■ 入場をお断りする場合

- 座席の間隔を拡げるため、ご用意できる席数は昨年に引き続き、減少する予定です。当日の感染状況により、入場をお断りする場合がございます。
- 発熱がある方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- 入場後も、体調不良等と見受けられる方には運営スタッフからお声掛けさせていただきます、お帰りいただく場合がございます。

### ■ マスクの着用など

- ご来場の株主様は、マスク着用をお願い申し上げます。会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

### ■ 開催時間の短縮など

- 開催時間を短縮するために、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明を省略させていただく場合がございますので、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- 当社役員につきましては、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続の観点から、一部の役員のみのお出席とさせていただく場合がございます。  
また、出席する当社役員は、マスク等を着用させていただきます。

### ■ 上記対応の更新、開催日時等の変更

感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応内容を更新する場合や、開催日時・開催場所を変更する場合がございます。インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.gkids.jp/>) に掲載させていただきますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

第7期の期末配当につきましては、財務状況、成長投資及びキャッシュフローなどのバランスを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 234,962,050円

(2)剰余金の配当が効力を生じる日

2022年12月21日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1)当社及び当社子会社の業容の拡大及び今後の事業内容の多様化に備えるため、事業目的を追加するものであります。

(2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類などの内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、及び次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>1～23 (条文省略) (新設) (新設)</p> <p>24 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令の定めに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>1～23 (現行どおり)</p> <p>24 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>25 農産物の生産、加工、販売、貯蔵、運搬及び農業生産に関わる作業受託</p> <p>26 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="589 163 658 190">(附則)</p> <p data-bbox="580 198 1003 359">1 <u>2023年3月1日、もしくは2023年2月末日までに開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。</u></p> <p data-bbox="614 368 1003 671">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="574 680 1003 742">2 <u>本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

以上



# 事業報告

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

はじめに、当社連結子会社である株式会社グローバルキッズは、同社が運営する認可保育所及び認証保育所において、同社本部関与の下、施設での勤務実態の無い職員について在籍しているかのように、名簿、出勤簿等を偽造し、各行政区に対して虚偽の報告を行っていたことが判明しました。これにより当社グループは、再発防止に向けた取組みを行うとともに、責任の所在を明確化するために経営体制を刷新、取締役2名は辞任、代表取締役社長は報酬減額を行いました。当該不正行為につきまして、株主の皆様、お取引先様、利用者様、行政及び関係者の皆様をはじめとした当社グループの全てのステークホルダーの皆様へ、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことに対しまして、深くお詫び申し上げます。なお、同社は返還金等の納付と再発防止策を順次実行しております。

わが国では、少子高齢化が進行し労働人口の減少への対処が喫緊の課題となっており、経済の活力の担い手と期待される女性の社会進出や活躍推進を支えるインフラとして、子育て事業者は引き続き重要な役割を担っております。

待機児童の解消に向け、政府・自治体は保育の受け皿拡大を目的に保育士確保や保育所整備の施策を講じております。具体的には、2019年10月には幼児教育・保育無償化が開始され、2020年12月には政府が「新子育て安心プラン」を公表し、2021年度から2024年度末までの4年間に保育の受け皿を新たに約14万人分確保する目標を打ち出しました。

こうした政府の取組みにより、待機児童数は減少傾向にありますが、今後保育サービスの量的な需要が踊り場を迎えても、質の高い保育、保護者の利便性、教育機能を備えた「選ばれる園」の需要は継続すると想定されます。

また、政府は子どもに関する政策を一元化し、子どもに関する取組み・政策を社会の中心に据える「こどもまんなか社会」を掲げる「こども家庭庁」を、

2023年4月に発足させる見通しです。「こども家庭庁」設置を契機とし、子育て関連支出の対GDP比の引き上げや保育士の処遇改善・社会的地位向上を図るなど、子ども重視の政策姿勢はより強まっております。

こうした状況のもと、当社グループは東京都及び神奈川県において、新規施設の開発を進め、当連結会計年度に以下のとおり認可保育所6施設（うち1施設は認証保育所からの認可移行）を開設しております。

この結果、当社グループは当連結会計年度末時点で認可保育所141施設（東京都103施設、神奈川県28施設、千葉県4施設、埼玉県1施設、大阪府5施設）、認証保育所・認定こども園等保育施設20施設、学童クラブ・児童館10施設、児童発達支援事業所3施設の計174施設を営んでおります。

・新規に開設した施設

(認可保育所)

東京都

グローバルキッズ松陰神社駅前保育園

グローバルキッズ浜町園

グローバルキッズ豊洲園

グローバルキッズ松島園

グローバルキッズ東伏見園

神奈川県

グローバルキッズ新子安第二保育園

上記の結果、当連結会計年度は、売上高24,352百万円(前年同期比3.5%増)、営業利益707百万円(同22.9%増)、経常利益1,179百万円(同2.7%増)、親会社株主に帰属する当期純損失314百万円となりました。

なお、当社グループは「子育て支援事業」の単一セグメントであるため、事業別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は786百万円で、その主なものは次のとおりであります。

セグメントの名称	設備の内容	設備の形態	投資金額
子育て支援事業	グローバルキッズ豊洲園	認可保育所	182百万円
	グローバルキッズ松陰神社駅前保育園	認可保育所	117百万円
	グローバルキッズ新子安第二保育園	認可保育所	102百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (2019年9月期)	第 5 期 (2020年9月期)	第 6 期 (2021年9月期)	第 7 期 (当連結会計年度 (2022年9月期))
売 上 高 (百万円)	19,694	22,160	23,529	24,352
経 常 利 益 (百万円)	1,786	916	1,148	1,179
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (百万円)	1,116	438	481	△314
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	122.24	47.65	51.97	△33.61
総 資 産 (百万円)	18,259	18,561	18,110	16,601
純 資 産 (百万円)	7,706	8,146	8,658	8,367
1株当たり純資産 (円)	840.44	882.76	928.85	890.35

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社グローバルキッズ	30百万円	100%	子育て支援事業

(注) 事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社グローバルキッズ
特定完全子会社の住所	東京都千代田区富士見二丁目14番36号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,468百万円
当社の総資産額	5,428百万円

#### (4) 対処すべき課題

2021年6月に政府が公表した成長戦略実行計画によると、成長と分配好循環に向けた労働生産性・労働参加率の向上がその冒頭に謳われております。また「待機児童の解消」「職場復帰・再就職の支援」「女性役員・管理職の増加」に向けた対策が引き続き進められており、保育事業に対する社会的な要請はますます高まっております。そうした中、当社グループとして更なる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

##### ① 保育の質の維持・向上

運営施設数が増加する状況でも、優秀な人材の採用や育成の強化、及び諸施策を通じた長期雇用の促進により、保育士の質の維持・向上を図ります。具体的な施策として、各職位における職務内容や人事評価制度の精緻化、処遇改善等を検討してまいります。これに加え、第三者評価を通じた利用者からの指摘事項の改善等を定期的に行います。また、当社グループの保育方針をより一層、浸透させるため、施設長や本部スタッフに対する研修の実施を進めてまいります。

##### ② 人材育成力の強化

子ども・子育て支援制度などの国や自治体の保育方針に関する勉強会や保育士試験の講座、アレルギー研修等、各職位に応じた研修カリキュラムの充実や研修参加の推奨により、施設長等、管理職水準の人材の早期育成体制の強化を目指します。また、各人のライフステージに合った雇用形態や配属意向調査を行うなど働きやすい環境整備にも努めております。

##### ③ 採用力の強化等を通じた人材の確保

運営施設数の増加により、保育士資格を有する優秀な人材の確保が急務であります。しかしながら、保育士資格を有する求職者が不足していることから、特に首都圏においては、年々、採用が難しくなる傾向にあります。そのため、これまでの経験者を中心とする採用に加え、新卒者の採用にも一層注力することで採用力の強化に努めます。また、当社グループの職員からの保育士等の紹介・推薦によるリファラル採用に力を入れるなど、採用の多様化にも注力しております。

なお、社員寮などの福利厚生や研修制度の充実、処遇改善や有給取得促進制度の充実等を通じた魅力ある就労環境の提供を通じて人材の長期雇用にも努めます。

#### ④ 戦略的な地域展開

当社グループは、これまで待機児童が集中する東京23区などの首都圏都心部を中心に認可保育所の拡大に努めてまいりました。今後、少子化や待機児童の解消により児童等の獲得が難しくなる懸念がありますが、首都圏都心部においては、他の地域に比べ児童の確保に優位性があると見込んでおります。また、国基準で運営している認可保育所は、認可外保育所に比べ児童が集まりやすい傾向があります。今後も、経営資源を首都圏都心市部の認可保育所に集中することで生産性の向上に努めていく方針です。

[全国及び東京都における待機児童数]

	2020年4月1日時点		2021年4月1日時点		2022年4月1日時点	
	待機児童数	割合	待機児童数	割合	待機児童数	割合
東京都	2,343人	18.8%	969人	17.2%	300人	10.2%
全国	12,439人	100.0%	5,634人	100.0%	2,944人	100.0%

出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」  
東京都「都内の保育サービスの状況について」

#### ⑤ 効率的な事業運営の推進

運営施設数の増加に伴い、備品購入等における規模のメリットの享受や運営業務の一元化、システム導入等を積極的に推進することで、運営コストを抑制しながら効果的・安定的な事業運営が行えるよう努めます。

#### ⑥ 事業規模の拡大と収益源の多様化

当社グループの主力事業である保育事業については、認可保育所を中心に運営施設数を引き続き拡大する方針です。従来より推し進めておりますオーガニック成長に加えて、M&Aの活用による事業規模の拡大を目指します。

また、待機児童の減少により、保育サービス需要が踊り場を迎えても、利用者には選ばれる保育施設の需要は継続すると想定されます。このため、保育の質を高め、利便性を向上させるとともに、教育機能の付加を充実させてまいります。

さらに、収益源の多様化を実現するため、保育周辺事業として給食受託事業の拡大を図るほか、習い事教室等の教育事業、園の送迎サービス等の子育て支援サービス事業、物販事業への展開等を検討してまいります。これら施策を進めることで、収益基盤の一層の拡充を図ります。

⑦ 安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

当社グループは、現在、各施設の開発資金や運転資金の確保を、主に金融機関からの借入に依拠しております。今後も、積極的に開発を進め、安定した事業運営を行うためにも、諸施策を通じた安定的な資金調達の確保を図るとともに、収益力の向上による財務基盤の強化に努めます。

⑧ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループはこれまで、業容規模に応じた内部管理体制の充実に努めてまいりましたが、後述のとおり、2022年1月に始まった当社連結子会社である株式会社グローバルキッズ（以下、グローバルキッズ）に対する東京都特別指導検査及び特別立入調査並びに社内調査により不適切な事務取扱いにより行政に対し不正な補助金請求を行っていたことが確認され、その原因として、内部統制上の取組みに見直すべき大きな課題があったことが明らかになりました。

また、グローバルキッズにおいて当該事案を受けて発足した新たな経営体制の下、業務が適正に行われているかについての調査、及び新たな担当役員、部長による業務プロセス全般の見直しを実施した結果、保育施設開設補助金の不適正申請を含む、不適正処理が疑われる事案を確認し、遅滞なく行政への報告を行うとともに、詳細な調査を継続しております。

当社グループは、株主・投資家・利用者・従業員・地域社会をはじめとする全てのステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保し、更なる持続的かつ健全な成長を図るため、改めてコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の刷新に取り組み、業務の適正を確保するための体制を一層整備してまいります。

## <当社連結子会社における不正事案の社内調査及び再発防止策について>

2022年6月15日付「当社連結子会社による改善状況報告書提出に関するお知らせ」にて公表のとおり、グローバルキッズは、児童福祉法及び東京都認証保育所事業実施要綱の規定に基づき東京都が実施した認可保育所に対する特別指導検査及び認証保育所に対する特別立入調査（以下、本検査）において改善を要する事項の指摘を受けました。

### 1. 本検査において指摘を受けた改善を要する事項の概要

グローバルキッズが運営する認可保育所11施設及び認証保育所5施設において、本部関与の下、施設での勤務実態の無い職員について在籍しているかのよう、名簿、出勤簿等を偽造し、少なくとも2015年4月から2019年12月までの間、各区に対して虚偽の報告を行っていました。

### 2. 指摘を受けた事案が発覚した経緯

2021年の豊島区の施設の監査において、2019年の名簿登載者の出勤簿の提出を求められたグローバルキッズ職員は、実際には本部所属であった職員の出勤簿をあたかも施設で勤務していたかのように偽造して提出しておりました。当該出勤簿の偽造の事実の発覚を受け、本検査が実施されることとなり、東京都の指示に基づきグローバルキッズが東京都内で運営する全ての認可保育所及び認証保育所について2015年4月以降の調査を実施したところ、複数の施設において勤務実態の無い本部職員についてあたかも施設に在籍しているかのように名簿を偽造し、各区に対して虚偽の報告を行っていたことが確認されました。

### 3. 不適正行為の原因

これらの事案が発生した背景には、待機児童問題の解消に向けた急速な施設数増加、保育士採用難という中で、創業以来規模拡大を優先した結果のガバナンスの不全、コンプライアンス意識が希薄な企業文化、硬直した組織・人事政策による自浄作用の欠如があったとの結論に達しています。



#### 4. 再発防止に向けた取組み

当社グループは新たな経営体制の下、以下の再発防止策を徹底して実行し、二度と不正を起こさない企業風土並びにガバナンスの確立に不退転の決意で取り組んでまいります。

- (1) 当事案に関する経営陣・関与者の責任を明確化、懲戒、役員管掌の変更、人事異動を実施
- (2) 牽制効果発現を企図した、品質管理部の設置を含む組織改編、運営業務フローの見直し
- (3) 全役職員への行動規範の浸透をはじめとするコンプライアンス教育の強化
- (4) 法令等遵守を重視した人事評価制度の見直し
- (5) コンプライアンス関係規程の改正と内部通報規程の制定、通報者保護の強化

#### 5. 役員に対する処分・責任の明確化

当社は、責任の所在を明確化するために、2名の取締役の辞任並びに代表取締役社長の報酬減額を行っております。

#### 6. 委託費等の返還

グローバルキッズは、2022年11月11日までに、名簿偽装の件について東京都内8行政に対する委託費等（一部の違約加算額を除く）、総額19百万円の返還を完了しております。上記以外に横浜市から特別指導監査通知を受領しており、委託費等の返還を行う予定です。

## (5) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

事業区分	事業内容
子育て支援事業	保育所等の運営を主な事業とする子会社の経営管理及びそれに付帯する業務等

## (6) 主要な営業所 (2022年9月30日現在)

### ① 当社

本 社	東京都千代田区
-----	---------

### ② 子会社

株式会社グローバルキッズ	本社 (東京都千代田区)
--------------	--------------

## (7) 使用人の状況 (2022年9月30日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,008名 (885名)	68名減 (1名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは、子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### ② 当社の使用人の状況

2022年9月30日現在、使用人はおりません。

## 2. 会社株式の状況

### (1) 株式の状況 (2022年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,405,341株
- ③ 株主数 3,041名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 な か や	3,929,000株	41.80%
中 正 雄 一	548,057株	5.83%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	460,000株	4.89%
久 芳 敬 裕	295,100株	3.14%
宇 田 川 三 郎	274,016株	2.92%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	251,700株	2.68%
田 浦 秀 一	224,698株	2.39%
株 式 会 社 カ ナ モ リ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	167,000株	1.78%
生 川 雅 也	151,790株	1.62%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	134,200株	1.43%

(注) 1. 持株比率は自己株式6,859株を控除して計算しております。

2. 株式会社なかやは当社代表取締役社長である中正雄一が株式を保有する資産管理会社であります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）5名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2022年1月14日付で普通株式11,524株を交付いたしました。

### 3. 会社の現況

#### (1) 会社役員 の 状況

##### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	中 正 雄 一	(株)グローバルキッズ 代表取締役社長 (学)茂来学園 理事長
取 締 役	須 郷 達 也	(株)グローバルキッズ 取締役
取 締 役	野 田 雅 之	(株)グローバルキッズ 取締役
取 締 役	石 井 光 暢	(株)エコグリーンホールディングス 代表取締役
取 締 役	桑 戸 真 二	むすびず(株) 社外取締役 (株)福祉総研 代表取締役 (株)あすき 社外取締役
取 締 役	汐 見 和 恵	(一社)家族・保育デザイン研究所 所長
常 勤 監 査 役	橋 口 晶 子	(株)グローバルキッズ 常勤監査役
監 査 役	片 岡 理 恵 子 (戸籍名 竹田 理恵子)	京橋法律事務所 弁護士
監 査 役	石 崎 信 明	東京ファイナンシャルアドバイザー(株) 取締役 会長

- (注) 1. 石井光暢氏、桑戸真二氏及び汐見和恵氏は、社外取締役であります。
2. 橋口晶子氏、片岡理恵子氏(戸籍名 竹田理恵子)及び石崎信明氏は、社外監査役であります。
3. 橋口晶子氏は、常勤監査役であり、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 片岡理恵子氏(戸籍名 竹田理恵子)は弁護士資格を有しており、法務・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 石崎信明氏は、上場企業の財務及び会計に関する業務を担当した経験があり、また中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 石井光暢氏、桑戸真二氏、汐見和恵氏並びに橋口晶子氏、片岡理恵子氏(戸籍名 竹田理恵子)及び石崎信明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

退任時の当社における 地位	氏 名	退任日	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	宇田川 三 郎	2022年6月15日	(株)グローバルキッズ 取締役
取 締 役	田 浦 秀 一	2022年6月15日	(株)グローバルキッズ 取締役 東京建物キッズ(株) 取締役

なお、取締役 宇田川三郎氏及び田浦秀一氏は、辞任による退任であります。

8. 当社は会社法第430条 2 第1項に規定する補償契約は締結しておりません。また契約締結の予定はありません。
9. 当社は会社法第430条 3 第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む）並びに子会社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は該当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新をしております。ただし贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

招  
集  
通  
知

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

事  
業  
報  
告

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告

(ご参考) 取締役会のスキルマトリックス

当社は、取締役会を经营理念、行動指針、経営戦略に照らし、当社が必要とする豊富な経験、高い見識、高度な専門性と能力を有する当社取締役及び監査役に相応しい人物により構成することとしております。

氏名	当社における地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	取締役 又は 監査役 在任期間
中正 雄一	代表取締役社長	21回/21回 (100%)	—	7年2か月
須郷 達也	取締役	21回/21回 (100%)	—	2年
野田 雅之	取締役	18回/18回 (100%)	—	1年
石井 光暢	取締役	21回/21回 (100%)	—	7年2か月
桑戸 真二	取締役	21回/21回 (100%)	—	5年
汐見 和恵	取締役	18回/18回 (100%)	—	1年
橋口 晶子	常勤監査役	21回/21回 (100%)	14回/14回 (100%)	7年2か月
片岡 理恵子 (戸籍名 竹田 理恵子)	監査役	21回/21回 (100%)	14回/14回 (100%)	7年2か月
石崎 信明	監査役	21回/21回 (100%)	14回/14回 (100%)	5年

(注) 野田雅之氏、汐見和恵氏の取締役会出席状況につきましては、2021年12月21日開催の第6回定時株主総会において新たに選任されたため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。なお、取締役又は監査役在任期間につきましては、本定時株主総会終結時までの就任年数を記載しております。

役員に期待する分野									
経	財	人	保	新	I	E	法	M	海
●		●	●	●					
●		●	●	●		●	●	●	●
●	●	●			●		●	●	●
●		●		●		●	●	●	
●	●	●	●	●					
		●	●						
	●		●					●	
						●	●		
●	●						●	●	

**経**：経営・事業戦略 **財**：財務・会計 **人**：人事・人材育成 **保**：保育・教育

**新**：新規事業 **I**：ICT **E**：ESG・SDGs

**法**：法務・コンプライアンス・リスク **M**：M&A **海**：海外事業

(ご参考) 社外取締役・社外監査役の独立性に関する基準

当社は、以下のいずれの基準にも該当していないことを確認のうえ、独立性を判断しております。

〈社外取締役の独立性基準〉

1. 当社又は当社子会社の業務執行者
2. 当社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
3. 当社の兄弟会社の業務執行者
4. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
5. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
6. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
7. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
8. 当社の取引先（4、5及び6のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
9. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
10. 当社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

〈社外監査役の独立性基準〉

1. 当社又は当社子会社の業務執行者
2. 当社又は当社子会社の非業務執行取締役又は会計参与
3. 当社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
4. 当社の親会社の監査役
5. 当社の兄弟会社の業務執行者
6. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
7. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
8. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
9. 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
10. 当社の取引先（6、7及び8のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
11. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
12. 当社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）



## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動型株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	77 (6)	69 (6)	8 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12 (12)	12 (12)	- (-)	3 (3)

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役6名(うち社外取締役3名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでいるためであります。

### ロ. 取締役の個別報酬の決定方針に関する事項

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、当社グループの持続的な企業価値向上を目指し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び具体的内容を決議しております。取締役の個人別の報酬等に係る決定方針の概要は次のとおりです。

- ・株主利益との連動を踏まえ透明性と公正性を確保しながら取締役の役割や責任に応じた適正な水準額とすることを基本方針とする。
- ・業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び変動報酬としての業績連動報酬により構成する。
- ・業務執行取締役の固定報酬は、月例の基本報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。
- ・業務執行取締役の変動報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、業績に連動する変動報酬(譲渡制限付株式報酬)を支給する。
- ・監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。
- ・個人別の固定報酬及び変動報酬の額は、代表取締役社長が原案を作成し、取締役会の決議により決定することとする。

なお、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、原案を作成する代表取締役社長は、取締役各人の職責や実績等を把握し適切に評価できる立場にあり、また取締役会で決議された具体的な決定方法と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ハ. ロ以外の役員の個別報酬の決定方針に関する事項

監査役の報酬は、固定報酬のみで構成されており、報酬額は監査役の協議により決定しております。

#### 二. 報酬についての株主総会決議に関する事項

当社の役員の報酬等の額は、2015年12月17日開催の臨時株主総会において、取締役については年額200百万円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。) (決議当時 取締役6名)、監査役については年額50百万円以内 (決議当時 監査役3名) と決議されております。また、業績連動報酬については、2017年12月19日開催の第2回定時株主総会にて可決されました譲渡制限付株式報酬制度を導入しております (決議当時 取締役5名)。

#### ホ. 業績連動報酬や非金銭報酬等に関する事項

当社は、変動報酬である業績連動報酬として、業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を1年間とし、①当該譲渡制限期間中に割当対象者が、任期満了もしくは定年その他当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合、退任又は退職の直後の時点をもって全部又は一部について譲渡制限を解除すること、②当該譲渡制限期間中に、割当対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は重要な法令違反等の一定の事由に該当した場合には、当社が当該株式の全部を無償で取得できること等の条件が付されております。

業績連動報酬の算定は、経営上の重要指標としている連結営業利益や連結EBITDAをベースとし、取締役会決議により定められた支給率を固定報酬に乗じて算出しております。その基礎となる当連結会計年度における営業利益は707百万円、EBITDAは1,548百万円となりました。支給時期は取締役会の決議内容に則り、支給することとしております。

当該株式報酬の交付状況は、2022年1月14日付で5名の取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式として11,524株を交付いたしました。

---

※本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入としております。

# 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,546</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,217</b>
現金及び預金	1,303	1年内返済予定の長期借入金	754
未収入金及び契約資産	2,597	未払金	1,336
前払費用	640	未払法人税等	175
その他	5	前受金	120
<b>固定資産</b>	<b>12,054</b>	賞与引当金	594
<b>有形固定資産</b>	<b>9,587</b>	その他	234
土地	692	<b>固定負債</b>	<b>5,015</b>
建物及び構築物(純額)	8,584	長期借入金	2,957
その他(純額)	310	退職給付に係る負債	448
<b>無形固定資産</b>	<b>33</b>	繰延税金負債	1,249
ソフトウェア	33	資産除去債務	360
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,432</b>	<b>負債合計</b>	<b>8,233</b>
投資有価証券	47	<b>(純資産の部)</b>	
長期前払費用	365	<b>株主資本</b>	<b>8,402</b>
敷金及び保証金	1,717	資本金	1,296
建設協力金	266	資本剰余金	1,984
繰延税金資産	35	利益剰余金	5,127
その他	0	自己株式	△6
<b>資産合計</b>	<b>16,601</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△34</b>
		退職給付に係る調整累計額	△34
		<b>純資産合計</b>	<b>8,367</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>16,601</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結損益計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		24,352
売 上 原 価		21,304
売 上 総 利 益		3,047
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,339
営 業 利 益		707
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6	
補 助 金 収 入	642	
そ の 他	6	654
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19	
開 設 準 備 費 用	155	
そ の 他	7	183
経 常 利 益		1,179
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	39	
新 株 予 約 権 戻 入 益	19	58
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,677	
閉 園 に 伴 う 損 失	8	
シ ス テ ム 障 害 対 応 費 用	36	1,721
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		484
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	347	
法 人 税 等 調 整 額	△517	△169
当 期 純 損 失		314
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		314

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	554	流 動 負 債	148
現金及び預金	474	未 払 金	50
未収入金及び契約資産	74	未 払 法 人 税 等	78
前 払 費 用	5	そ の 他	19
固 定 資 産	4,874	負 債 合 計	148
無形固定資産	0	(純資産の部)	
ソフトウェア	0	株 主 資 本	5,280
投資その他の資産	4,873	資 本 金	1,296
投資有価証券	20	資 本 剰 余 金	2,564
関係会社株式	1,468	資 本 準 備 金	2,564
関係会社長期貸付金	3,350	利 益 剰 余 金	1,425
繰延税金資産	35	その他利益剰余金	1,425
		繰越利益剰余金	1,425
		自 己 株 式	△6
資 産 合 計	5,428	純 資 産 合 計	5,280
		負 債 純 資 産 合 計	5,428

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損 益 計 算 書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		778
営 業 費 用		334
営 業 利 益		444
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金		14
営 業 外 費 用		
そ の 他		1
経 常 利 益		457
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	19	19
税 引 前 当 期 純 利 益		476
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	144	
法 人 税 等 調 整 額	2	146
当 期 純 利 益		329

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

株式会社グローバルキッズCOMPANY  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉江 俊志 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバルキッズCOMPANYの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルキッズCOMPANY及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

る。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

株式会社グローバルキッズCOMPANY  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉江 俊志 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバルキッズCOMPANYの2021年10月1日から2022年9月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの構築および運用については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認めます。

なお、事業報告に記載の通り、当社グループにおいて東京都特別指導検査及び特別立入調査において改善を要する事項の指摘を受けました。本件に関して監査役会は、当社グループを挙げて再発防止に取り組んでいることを確認しており、今後も引き続き会社の実施する内部管理体制の強化および改善状況を監視・検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月25日

株式会社グローバルキッズCOMPANY 監査役会

常勤監査役 橋 口 晶 子 ㊞  
(社外監査役)

社外監査役 片 岡 理 恵 子 ㊞  
(戸籍名 竹田 理恵子)

社外監査役 石 崎 信 明 ㊞

以 上

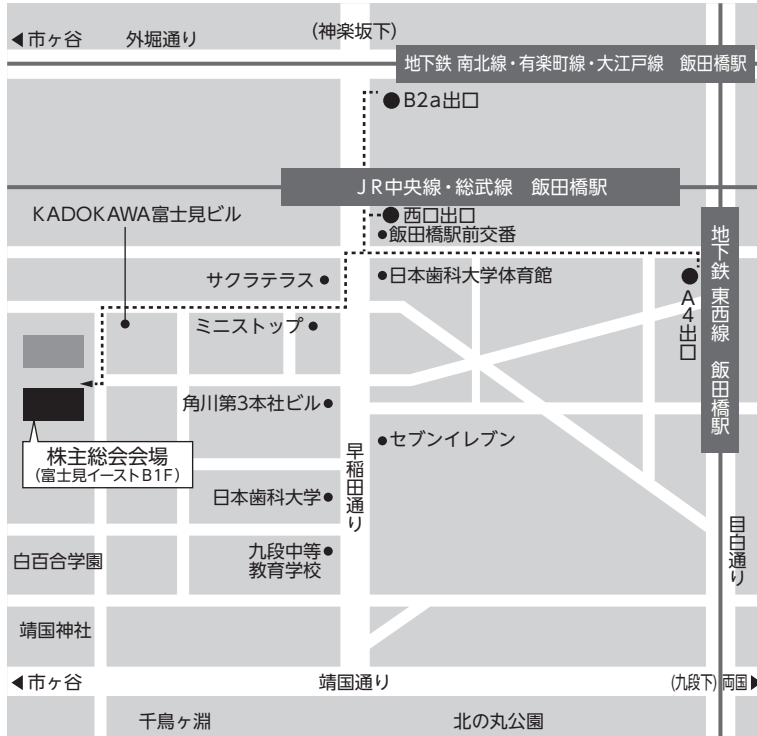






# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区富士見二丁目14番37号  
富士見イーストB1F 会議室  
TEL 03-3221-3770



交通 JR中央線・総武線「飯田橋駅」西口出口より徒歩5分  
東京メトロ東西線「飯田橋駅」A4出口より徒歩7分  
東京メトロ南北線・有楽町線、都営地下鉄大江戸線「飯田橋駅」  
B2a出口より徒歩7分